

【韓国】暗号資産の利用者を保護するための法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 暗号資産の利用者の保護、不公正取引の規制、事業者に対する監督等に関して定めた法律が、2023年7月に制定された。一部規定を除き、2024年7月に施行される。

1 背景と経緯

韓国における暗号資産に関する法律上の規定については、2020年3月の「特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律」の改正（法律第17113号）¹により、資金洗浄防止の規定が整備されている²。他方で、暗号資産利用者がハッキング等により被害を受けた事例を踏まえ、利用者の保護等に関する複数の法案が国会に提出されていた³。2023年6月、このような法案⁴を一つにまとめた法案⁵が本会議で可決され、同年7月18日、「暗号資産利用者保護等に関する法律（法律第19563号）」⁶が制定、公布された。この法律は、本則全22か条、附則2か条から成り、附則による他の法律に対する改正の一部規定を除き、2024年7月19日に施行される。

2 制定法の概要

この法律において「暗号資産」とは、経済的価値を持つものであって、電子的な取引等がなされ得る電子的証票（それに関する一切の権利を含む。）をいう。ただし、前払式電子支払手段、電子手形、韓国銀行（韓国の中央銀行）が発行する電子的形態の貨幣及び関連サービス等を除く（第2条第1号）。「暗号資産事業者」（以下「事業者」）とは、①暗号資産の売買、②暗号資産と他の暗号資産との交換、③暗号資産の売買及び交換の仲介・あっせん若しくは代行、④大統領令で定める暗号資産の移転行為、又は⑤暗号資産の保管若しくは管理のいずれかを業として行う者をいう（同条第2号）。また、「利用者」とは、事業者を通じて、暗号資産を売買、交換、移転又は保管・管理する者をいう（同条第3号）。この法律は、韓国国外でなされた行為であっても、その効果が韓国国内に及ぶ場合には適用される（第3条）。

(1) 利用者の保護

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

¹ 2020年3月24日公布、2021年3月25日施行。「특정 금융거래정보의 보고 및 이용 등에 관한 법률 (법률 제 17113 호) 제정·개정이유」国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=215971&lsId=&efYd=20210325&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>> なお、特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律の制定は、2001年9月であり、現行法は以下のとおり。「특정 금융거래정보의 보고 및 이용 등에 관한 법률 (법률 제 18662 호)」国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238335#0000>>

² 이수환, 강지원 「가상자산 관련 투기 억제 및 범죄 피해자 보호 방안」 『이슈와 논점』 No.1832, 2021.5.10. 国会立法調査処ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=34635>>

³ 「[2100590] 전자금융거래법 일부개정법률안 (박용진의원 등 12 인)」; 「[2107702] 특정 금융거래정보의 보고 및 이용 등에 관한 법률 일부개정법률안 (이주환의원등 11 인)」; 「[2109935] 가상자산업법안 (이용우의원등 20 인)」等。議案情報システム <<https://likms.assembly.go.kr/bill/main.do>>

⁴ 議案番号 2100590、2107702、2109935 等 19 件。

⁵ 「[2122983] 가상자산 이용자 보호 등에 관한 법률안 (대안) (정무위원장)」議案情報システム <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S2B300Y5C0A8D1F3Q2D9X2E8U6T7R9>

⁶ 原文は、「仮想資産利用者保護等に関する法律」（「가상자산 이용자 보호 등에 관한 법률 (법률 제 19563 호)」国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=252731#0000>>）。以下、法律本文でも、原文は「가상자산 (仮想資産)」であるが、本稿では、我が国における用例に従い、「暗号資産」と訳出した。

事業者は、利用者の預入金を、自らの固有財産と分離して銀行等の機関に預け入れ又は信託し、管理しなければならない（第6条）。事業者は、利用者から委託を受けて暗号資産を保管する場合、利用者名簿を作成し、保管しなければならない。事業者は、自身と利用者の暗号資産を分離して保管しなければならない。事業者は、委託を受けて保管する利用者の暗号資産のうち、大統領令で定める一定比率以上の暗号資産を、インターネットと分離して安全に保管しなければならない（第7条）。事業者は、ハッキング等に伴い生じる責任を果たすため、保険又は共済に加入する等の必要な措置を採らなければならない（第8条）。事業者は、暗号資産取引記録を、取引関係が終了したときから15年間保存しなければならない（第9条）。

(2) 不公正取引の規制

暗号資産に関する未公開重要情報を知った事業者等は、その情報を、当該暗号資産の売買その他の取引に利用し、又は他人に利用させてはならない。何人も、暗号資産の売買を誘引する目的で、暗号資産の売買が盛況であるように誤解させる等の行為を行ってはならず、暗号資産の売買その他の取引に関連して、不正な手段の使用などを行ってはならない（第10条第1項、第3項、第4項）。事業者は、利用者の入金又は出金を正当な事由なく停止してはならず、停止する場合には、その事由を事前に利用者に通知し、直ちに金融委員会⁷に報告しなければならない（第11条）。暗号資産市場を開設、運営する事業者は、異常な取引を常に監視し、金融委員会が定めるところにより、適切な措置を採らなければならない（第12条）。

(3) 事業者に対する監督等

金融委員会は、事業者がこの法律又はこの法律の規定による命令若しくは処分を適切に遵守しているかどうかを監督し、事業者の業務及び財産状況について検査することができる（第13条）。金融委員会は、この法律若しくはこの法律の規定による命令若しくは処分に違反した事項があり、又は利用者保護若しくは健全な取引秩序のために必要であると認められる場合には、違反の疑いがある者その他の関係者に対し、参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又は、金融監督院⁸長に帳簿、書類その他の物品を調査させることができる（第14条）。金融委員会は、事業者等がこの法律又はこの法律の規定による命令若しくは処分に違反した事実を発見したときには、当該違反行為に対する是正命令、警告、注意、営業の全部若しくは一部の停止、又は捜査機関への通報若しくは告発を行うことができる。また、金融委員会は、事業者の役員・職員がこの法律又はこの法律の規定による命令若しくは処分に違反した事実を発見したときには、役員に対しては解任勧告又は6か月以内の職務停止、職員に対しては免職要求若しくは停職要求、役員・職員に対する注意、警告又は問責要求を行うことができる（第15条）。

(4) 罰則

第10条第1項から第4項の規定に違反した場合は、1年以上の有期懲役（加重事由がない場合は上限30年⁹）又は罰金刑に処す（第19条）。また、第6条から第9条までの規定に違反した場合等について、1億ウォン¹⁰以下の過料を科す規定（第22条）が置かれた。

⁷ 金融政策に関する業務を所掌する中央行政機関。2008年3月発足。「금융위원회」金融委員会ウェブサイト <<http://fsc.go.kr/fsc010101>>

⁸ 金融機関に対する検査、監督業務等を行う機関。金融委員会から指導及び監督を受ける。1999年に設立後、「金融委員会の設置等に関する法律」により、2008年2月から現在の形となっている。「금융위원회의 설치 등에 관한 법률 (법률 제 18113 호)」国家法令情報センター <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231779#0000>>; 「설립안내」金融監督院ウェブサイト <<https://www.fss.or.kr/fss/main/contents.do?menuNo=200233>>

⁹ 刑法（法律第19582号）第42条

¹⁰ 1ウォンは約0.11円（令和5年9月分報告省令レート）。